

第141号・1995年6月17日
 公団王子五丁目団地自治会
 東京都北区王子5丁目2番
 編集責任者・木元 章喜
 発行責任者・滝沢 勝
 自治会連絡所(集会所No.1)
 (電話) 3913-6723
 (開設時間) 月～金 10時～16時

王子五丁目団地 自治会会報



滝沢勝会長 のあいさつ

阪神大震災は、私たち団地居住者に沢山の教訓を与

えてくれました。「災害に強い団地づくり」のための安全総合点検の実施を公団など関係機関に働きかけることはとても急がれますし、自治会を中心とした「コミュニティ」を確立するなどの大切なことも証明されました。

居住者のみなさんの要望を実現のために役員一同頑張ります。

みんなで作る みんなの自治会

自治会にまた「入会」されていないみなさんへ
 王子五丁目団地自治会は今年で結成十九年になります。公団まかせではない、自分達居住者の気持ちにフィットした団地生活をおくるために、「みなさん」も「コミュニティ」づくりにご参加下さい。

(会員になっても、役員は当番制ではありません。入会手続は簡単です。会報の四面の「入会申込書」欄をご覧ください。)



昨年の18回団地まつりの子どもみこし

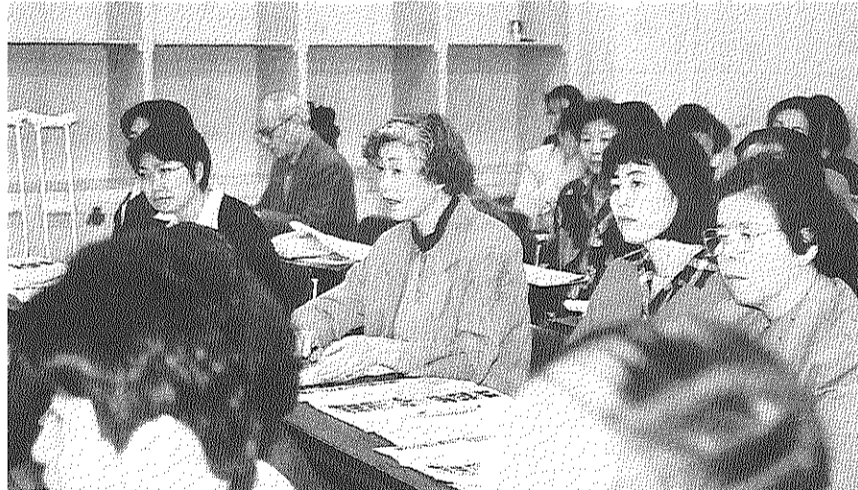
今年の第十九回団地まつりは、八月五(土)・六日(日)の二日間行われます。これは、四月の自治会総会で承認され、六月十日の第一回実行委員会でも確認されたもので、その主な理由として、これまでの三日間開催には実行委員の大半が初日準備(金曜日)とかがたつけ(月曜日)のための二日間の休暇をとることが、近年特に厳しくなってきたことがあげられます。実行委員会では「二日間でも内容を一層充実させて、みんなにもっと楽しんでもらえるまつりにしよう」との意見が出され準備を始めました。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

団地まつり

今年は
8月5・6日の
2日間開催

災害に強い団地づくり

自治会定期総会開く



総会(4月16日)熱心に討議する代議員

団地自治会は四月十六日 九回定期代議員総会を開き、(日)、六号棟集会所で第十... 当日は、代議員四十

五、十八期役員二十一、会計監査委員四(一名代議員兼任)、選挙管理委員二、十九期新役員二の計七十三名のみなさんが参加し、熱心な話し合いをしました。

総会では第十八期活動報告、同決算の質疑、承認に続いて、十九期の活動方針案、同予算案の質疑を行いました。一月の阪神大震災を教訓にした「安全な団地生活を求める」総合的な団地環境整備を主要なテーマにし、住宅修繕・リサイクル活動の定着発展・居住者の交流・家賃運動などをを行う、とした活動方針案、予算案が熱心な話し合いの上採択されました。

自治会会則の一部改正、役員選出についての選管報告の後、石渡事務局長(留任)が第十九期新役員を紹介し、引き続き、滝沢会長(留任)が役員会を代表して「安心して住み続けられる団地づくりのためにがんばる、会員居住者の



主任管理人
荒井 建さん

〈荒井主任の略歴〉
 南六郷二丁目団地、希望ヶ丘団地、高島平団地などの管理主任を歴任。住都公団を定年退職後住宅管理協会に入社。千葉の村上団地などを担当し、本年二月十五日付けで王子五丁目団地と神谷堀公園ハイソ主任管理人となる。



新事務局専従の
角 和子さん

今期から自治会の専従事務局員が神林千代香さんから角和子さん(六一四二七)にバトンタッチされました。どうぞよろしくお願います。なお、七年半もの間続けてこられた神林さんは今期、住宅環境部長に就任し、自治会活動に尽力されています。

東京23区協 各自治会とともに 第16回総会開催

六月四日、東京二十三区公団住宅自治会協議会第十六回定期総会が、東京都勤務福祉会館で開催されました。

東京二十三区自治協は、二十三区内の自治会の協議会で、現在四十五の自治会が加盟しています。公団東京支社との定期懇談をはじめ、首都圏の公団住宅自治会協議会として全国の先頭になって活動しています。団地の規模・建設年度が様々であることなど、抱えている問題も多岐にわたりますが、事務局長に榎田幹男さん(希望ヶ丘団地)ら十五名

赤羽台団地自治会
23区自治協に加盟

五月二十八日の定期総会で、自治協加盟を決定した、「赤羽台団地自治会」も当日出席し、角幡起代子会長が「建て替え問題に直面し、さまざまな問題がでてくると思いますが、よろしくお願います」と挨拶しました。赤羽台団地の自治協加盟で、北区

「おわびと訂正」

新成人者につきまして、対象者名簿作成時の困難もあり二名の方が漏れてしまいました。追加でお詫をお届けしました。ごにお詫お返し掲載させていただきます。

「成人おめでとう」
 一既報会報第一三三(八)号分と合わせて会員世帯の新成人は五十五名です
 〈六号棟〉
 木村 恵さん
 高橋 理子さん

熱心な討議で議案採択 6月4日港区勤福会館

第19期

自治会・自主防災組織図

公団王子五丁目団地自治会災害対策本部組織図

本部	滝沢 勝	号棟	1・10号棟
副部長	細川 泰弘	号棟	2号棟
情報連絡部	部長 丸本 昭典	副部長	宗形 寿代
防火部	部長 杉山 喬雄	副部長	近藤 弘志
調達部	部長 狩野 強	副部長	山崎 靖純
避難救護部	部長 松茂良興宏	副部長	宮井 勝蔵
副部長	工藤高治朗	副部長	栗田 静江
連絡情報係	丸本 昭典	連絡情報係	丸本 昭典
防火係	杉山 喬雄	防火係	杉山 喬雄
調達係	宗形 寿代	調達係	宗形 寿代
避難救護係	栗田 静江	避難救護係	栗田 静江
号棟	2号棟	号棟	3号棟
号棟	4号棟	号棟	5号棟
号棟	6号棟	号棟	

1995年度〔第19期〕役員名簿

会長	滝沢 勝	6-351
副会長	吉岡 恒雄	6-1236
副会長	細川 泰弘	2-830
副会長	松原 暁子	6-410
副会長	井上 紘一	6-956
副会長	宮井 勝蔵	6-1201
事務局次長	石渡 進	6-1135
事務局次長	中村 伸一	5-911
事務局次長	木元 章喜	6-1208
住宅環境部長	神林 千代香	6-609
福祉部長	丸本 秀昭	6-1442
青少年委員長	勝又 章	5-815
役員	丸本 昭典	1-319
役員	栗田 静江	1-908
役員	篠 進	2-415
役員	松茂良 興宏	2-433
役員	工藤高 高治朗	2-804
役員	高久 マスミ	2-1024
役員	山本 やゑ子	2-1110
役員	宗形 寿代	2-1146
役員	狩野 強	3-406
役員	福田 光子	4-601
役員	木下 清茂	6-503
役員	小島 幸子	6-606
役員	江沢 幸子	6-726
役員	近藤 弘志	6-832
役員	杉山 喬雄	6-1232
役員	角 和子	6-1427
会計監査委員	宮野 聡子	6-1305
会計監査委員	本郷 直子	6-1401

各専門部長・委員長

〃 一言メッセージ

住宅環境部長 神林千代香
王子五丁目団地も外壁修繕が着々と進んでいます。一方、住戸内各所の傷みも目立ってきています。そこで、住宅環境部の活動として全居住世帯対象のアンケート調査を実施することに決めました。六月末までに用紙の配布を行う予定です。

福祉部長 丸本 秀昭
昨年度の途中で役員になったばかりの新米ですが、どういうわけか今期、福祉部長になってしまいました。一年生のつもりで他の役員、会員のみなさんと一緒に思い出しに残る行事や活動をしていきたいと思います。

防火委員長 細川 泰弘
防火委員会は団地内の防火、防犯、防火、交通安全などの所轄事項です。団地内の不法駐車にはみなさんに特段の協力を願っています。

調達委員長 木元 章喜
今期久しぶりに広報担当に復帰しました。各専門部、委員会から強力なメンバーが協力してくれることになりました。心がけるのであります。

避難救護委員長 石渡 進
あつと言いつつ八年が過ぎ（年齢も）九期目です。事務局長最長記録更新中も重荷で、本音は交代したかったのですが、ともあれ、中村、木元両事務局次長、常勤事務局員の角さん、事務局補助者の山本さん、石渡（光）さんと手を携えて進めていきます。

1995年度〔第19期〕役員会対外役割分担

全国公団自治協/事務局長	井上 紘一
東京23区公団自治協/幹事	井上 紘一
王子出張所管内連合町会/担当	滝沢 勝
北区青少年王子地区委員会	滝沢 勝
副会長	細川 泰弘・松原 暁子
理事	工藤高治朗・石下 君代・高久マスミ
推進委員	宗形 寿代・田代 幸子・狩野 強
	勝又 章・中村 伸一・山崎 靖純
	吉田 洋子・丸本 秀昭
北区明るい選挙推進委員会	滝沢 勝・宮井勝蔵
北区王子保健衛生委員	宗形 寿代・山本やゑ子
王子防火協会	支 部 長 細川 泰弘
	副支 部 長 宮井 勝蔵
王子防火婦人会	支 部 長 松原 暁子
	副支 部 長 神林千代香
王子赤羽清掃協力会	宗形 寿代
東十条児童館運営委員	滝沢 勝
王子五丁目団地協議会	細川 泰弘・石渡 進
民生委員	宗形 寿代
王子地区の防災を考える会	細川 泰弘

改正後の「会則」全文

公団王子五丁目団地自治会会則

第一章 総則

第一条(名称、事務所) この会は公団王子五丁目団地自治会(以下、この会という)といい、事務所を団地内におきます。

第二条(目的) この会は団地住民の自治組織であって、団地住民の権利と共通の利益を守り、相互の親睦と交流を深め、生活環境の向上、福祉の増進をはかり、住みよい団地をいっしょに作ることを目的とします。

第三条(活動) この会の目的達成のため、次の活動をおこないます。

- (一) 団地の生活環境の維持と改善、団地住民の福利厚生をはかり、生活上の目的のための活動。
- (二) 会員の文化、教養、体育、趣味、娯楽のための各種催しの開催およびクラブやサークル等の補助、育成。
- (三) 会報の発行およびその他の広報活動。
- (四) 住宅・都市整備公団、各自治体、諸団体その他の連携または交渉。
- (五) その他この会の目的を達成するために必要な活動。

第四条(活動原則) この会は自主的、民主的な団体として次の原則にしたがって活動を進めます。

- (一) 常に住民の利益を第一とする。
- (二) 全住民の参加する、公開された自治会として、全会員が自治会活動に参加するよう常に努力すること。
- (三) 個人の生活を尊重し、これを侵さないこと。また、個人の思想、信条の自由を侵さないこと。
- (四) この会の決議、決定、運営等は常に民主的立場でおこなうこと。
- (五) いかなる営利的、宗教的、または政治的活動にも利用されないこと。

第二章 会員

第五条(会員資格) 公団王子五丁目団地に居住する世帯はこの会の会員となる資格をもっています。

第六条(入会と退会) この会に入会するときは、入会金(二百円)を添えて申し込みます。

第七条(会員の権利と義務) 会員は平等の権利を享受し、この会の活動で生み出される利益と利便を等しく享受できます。またこの会のすべての問題に参画し、会に関する書類の閲覧および説明を受けることができます。

第八条(賛助会員) 王子五丁目団地内で営業する法人および個人事業の店舗等は、この会の賛助会員となることができる。

第九条(決定機関、執行機関および補完機関) この会に決議機関として代議員総会と役員会、執行機関として運営委員会をおき、また活動を進めるために事務局及び専門部と常任委員会を設けます。

第十条(代議員総会の構成、種類および付議事項) 代議員総会(以下、総会という)はこの会の最高決議機関であり、代議員および役員によって構成されます。

第三章 組織と運営

第十一条(代議員総会の開催) 定期総会は、毎年度終了後二か月以内に開催し、会長がこれを招集します。

第十二条(臨時総会の開催) 会長がこれを招集します。

第十三条(役員会の開催) 役員会は、毎年度終了後二か月以内に開催し、会長がこれを招集します。

第十四条(役員会の構成) 役員会は、毎年度終了後二か月以内に開催し、会長がこれを招集します。

第十五条(役員会の任期) 役員は原則として二年の任期をもち、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第十六条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第十七条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第十八条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第十九条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第二十条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第二十一条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第二十二条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第二十三条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第二十四条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第二十五条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第二十六条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第二十七条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第二十八条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第二十九条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第三十条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第三十一条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第三十二条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第三十三条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第三十四条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第三十五条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第三十六条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第三十七条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第三十八条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第三十九条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第四十条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第四十一条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第四十二条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第四十三条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第四十四条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第四十五条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第四十六条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第四十七条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第四十八条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第四十九条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第五十条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第五十一条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第五十二条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第五十三条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第五十四条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第五十五条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第五十六条(役員会の選出と任期) 代議員は原則として各専任ごとに選出し、任期は当該代議員総会の終了時までとします。

第四章 会計

第五十七条(会計処理) この会の会計および財産を明らかにするために、会計帳簿、会費徴収台帳、財産一覧表などを備えます。

第五十八条(経費) この会の経費は会費、事業収益およびその他の収入をもって当てますが、寄付金の受取については役員会の承認を必要とします。

第五十九条(会計年度) この会の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わります。

第六十条(会計監査) 会計監査委員は二名とします。会計監査委員はこの会の会計状況を監査し、総会に報告します。

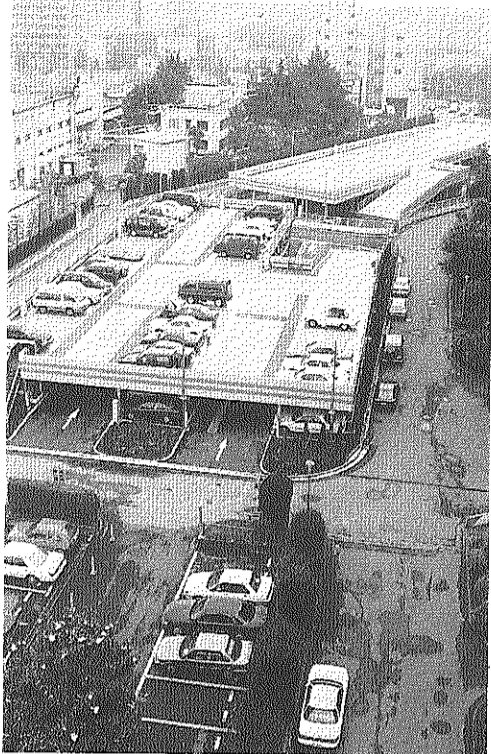
第六十一条(総則) この会則の精神に基づいて必要に応じ規定、細則を設けることができます。

第六十二条(総則) この会則、または別に定める規定、細則に疑義が生じたときは会員の利益を優先し解釈します。

- 一九七七年十一月二十七日 第一回総会制定
- 一九七九年 五月 十三日 第三回総会一部改正
- 一九八二年 四月二十九日 第六回総会一部改正
- 一九八八年 四月 十七日 第十二回総会一部改正
- 一九九三年 四月 十八日 第十七回総会一部改正
- 一九九四年 四月 十七日 第十八回総会一部改正
- 一九九五年 四月 十六日 第十九回総会一部改正

自治会の動き

- [2月]
 - 23日 北区自主防災組織本部長会議
 - 27日 北区明るい選挙推進大会
- [3月]
 - 1日 王子消防署「防火のつどい」
 - 2日 王子地区の防災を考える会
 - 3日 23区自治協第4回北ブロック会議
 - 4日 第16回運営委員会
 - 第2回総会準備委員会
 - 9日 青少年王子地区推進委員会
 - 10日 北区防災課訪問打ち合わせ
 - 全労済支部支所協力団体研修会
 - 12日 自治協「関東団地本因坊戦」
 - 公団住宅民営化反対署名運動
 - 14日 「防災デー」プロジェクト会議
 - 16日 桜田保育園「就学祝い」
 - 住宅福祉部会議
 - 17日 さくらだ幼稚園修了式
 - 桜田北保育園「就学祝い」
 - 王子地区リサイクラー会議
 - 18日 第1回選挙管理委員会
 - 20日 桜田中学校卒業式・謝恩会
 - 21日 第17回運営委員会
 - 第3回総会準備委員会
 - 22日 青少年王子地区わかば編集会議
 - 王子地区の防災を考える会
 - 24日 桜田小学校卒業式
 - 北区選挙投票管理打ち合わせ会
 - 財務事務局会議、生活事業部会議
 - 26日 共同購入灯油最終供給日
 - 団地防災デー「防災こんだん会」
 - 第14回役員会
 - 29日 青少年王子地区推進委員会
- [4月]
 - 1日 財務事務局会議
 - 第2回選挙管理委員会
 - 第18回運営委員会
 - 第4回総会準備委員会
 - 2日 青少年王子地区「歩こう会」
 - 会計監査、会報編集
 - 5日 会報出張校正
 - 23区自治協と公団支社定例懇談会
 - 6日 桜田小学校入学式
 - 7日 桜田中学校入学式
 - 9日 桜美会定期総会
 - 10日 さくらだ幼稚園入園式
 - 11日 公団支社「外壁修繕工事」説明会
 - 15日 第3回選挙管理委員会
 - 第15回役員会
 - 第19期役員打ち合わせ会
 - 桜田子どもクラブ父母の会総会
 - 共同購入灯油チケット夜間払戻し
 - 16日 第4回選挙管理委員会
 - 第19回定期代議員総会
 - 18日 王子地区の防災を考える会
 - 25日 王子防火協会定期総会
 - 26日 青少年王子地区「かっぱまつり打ち合わせ会」、王子保健衛生委「ポリオ予防接種手伝い」
 - 28日 23区自治協第5回北ブロック会議
 - 29日 鯉のぼり上げ、第1回事務局会議
- [5月]
 - 6日 第2回事務局会議
 - 7日 第1回運営委員会、鯉のぼり下げ
 - 囲碁サークル総会
 - 8日 青少年王子地区推進委員会
 - 9日 北区一東十条・十条・王子神谷駅
 - 周辺まちづくりブロック構想(案)一説明会
 - 12日 王子防火婦人会定期総会
 - 15日 王子保健衛生委一区民健診手伝い
 - 16日 王子地区リサイクラー施設見学会



D地区立体駐車場も間もなく完成

立体駐車場建設工事は順調に進み、D地区(三号棟北側)が間もなく完成します。自治会は、工事着手後も日本総合住宅(株)(J.S.)と事故防止対策など通話話し合いを行ってきました。その間に、完成を間近に二号棟一階でロ

体場 立駐

8月オープン

待機順に契約へ

体場立駐車場建設工事は順調に進み、D地区(三号棟北側)が間もなく完成します。自治会は、工事着手後も日本総合住宅(株)(J.S.)と事故防止対策など通話話し合いを行ってきました。その間に、完成を間近に二号棟一階でロ

は、先行する現契約者、増設台数分への新規契約者(四百六十七人の待機者順)の抽選方法などについても議論しています。J.S.は、自治会の意見を受け止め事務作業を進めています。なお、増設百十一台分を含

阪神大震災を教訓に 防災懇談会開く

自治会



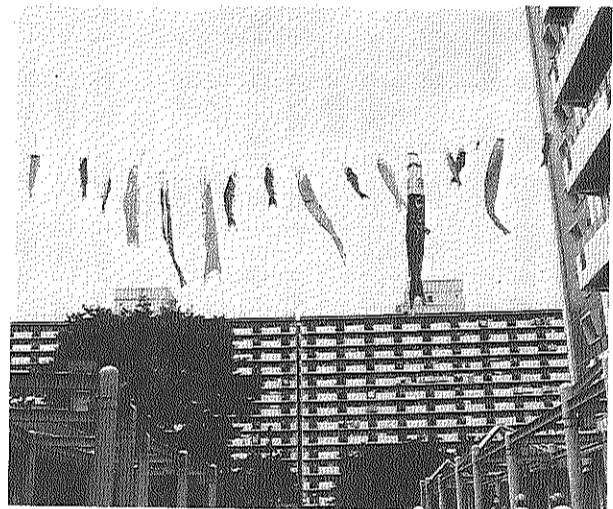
佐長勉関西自治協事務局長のスライドを使った被災地の状況報告に聞き入る参加者

団地自治会は三月二十六日(日)集会所で「団地防災デー」を行いました。今回は一月の阪神大震災の衝撃的な記憶も新しいことが、導担当係長の二氏、北区から古瀬正義防災課長が出席し、

北区の災害対策の表情や被災時の心構えなどについて説明がありました。また、特別プログラムとして、佐長勉関西自治協事務局長の「被災地の実態報告・講演」が行われました。佐長氏は地震直後から被災地に入り、また全国の団地居住者、自治会からの「義援金」を被災自治体、団地自治会に届け、目の当たりにした被災直後の被害状況、被災者の声をまとめて報告。「公団住宅の被害は、他地域と比べると驚くほど少なかった。ライフラインに大きなダメージはあったものの人的被害が驚くほど少なかった。多くの自治会役員が自らの被害にも拘わらず献身的に被災者の救出に当たったことが印象的で、非常時の自治会活動の大切さを改めて思い知らされた」と述べました。

こいのぼり

団地の空をスイスイと



今年も団地の空にたくさん、こいのぼりが泳ぎました。

自治会は四月二十九日(みどりの日)、一・二号棟の間にこいのぼりを上げました。大小合わせて二十のこいのぼりは、自治会創作の消費税反対こいのぼりや、居住者・会員の

入学おめでとう

自治会お祝とどける

ピカピカの小学校一年生が元気に登校しています。自治会は恒例の新入学児童へのお祝いを対象者の各世帯にお届けしました。会員世帯三十一軒で三十一名でした。一年生のみんな、おめでとう。父

北区公園美化推進委員に

王子在住の牧野さん推薦

自治会は、平成七年度北区公園美化推進員(三号棟前王子五丁目児童遊園担当)に、引き続き牧野敬子さん(王子四丁目在住)を推薦しました。健康に注意し、児童遊園の美化をよろしくお願ひします。



朝六時頃、団地内は犬の散歩道になっています。犬を好きな人なら何とも感じないこともありませんが、どうもこの「犬」は好きになれません(子どもの頃追いかけていたいやな思いがあるせいかもしれません)。

入会金2000円、会費月500円(3ヶ月単位の、東京相和銀行振替、郵便払込、集金担当者による集金のいずれか)

自治会入会申込書

公団王子五丁目団地自治会に入会します。

号棟 _____ 号室 _____ 電話 _____

世帯主名 _____
(フリガナ)

家族氏名 _____

年 _____ 月 _____ 日

公団王子五丁目団地自治会 御中

自治会会費自動振替承認書

王子五丁目団地自治会会費を下記の預金口座から所定の日に振り替えることに同意します。

年 _____ 月 _____ 日

東京都北区王子5丁目2番 _____ 号棟 _____ 号室 _____

氏名 _____ 印 _____

(印は銀行届け印を押して下さい)

預金口座名義人 _____

預金口座番号No _____

東京相和銀行王子支店 御中